

## 決議 X. 23

## 湿地と人類の健康及び福祉

1. 決議 IX. 14 及び IX. 23 (2005 年) ならびに COP10 の決議 X. 21 及び X. 28 において、湿地及びラムサール条約と貧困削減問題及び疾病との関連性を、特に高原性鳥インフルエンザ (HPAI) との関連性において、締約国が認めたこと、また第 10 回締約国会議のテーマが「健全な湿地、健康な人々」であることを**想起し**、
2. 持続可能な生活及び人間の福祉という 2 つの概念が、ともに人間の健康という側面を含むことを**認識し**、
3. 「ミレニアム生態系アセスメント」の健康に関する総括、湿地及び水に関する総括、ならびに以下に挙げるその他の報告書；IWMI 主導の『農業における水管理に関する包括的評価』及びそのラムサールへの報告書であり『ラムサール技術報告書』として出版されたもの、『世界水開発レポート』第 2 版、ならびに水、湿地生態系、人類の健康及び生活に関する『第 4 次地球環境概況』の結果を**意識し**、
4. 1986 年の「健康促進に関するオタワ憲章」が健康の前提条件として、特に食料、安定した生態系、持続可能な資源を挙げていること、2006 年の「国際化社会における健康増進のためのバンコク憲章」が健康増進のための主要な 5 つの戦略—健康に配慮した公共政策の立案、協力的な環境を整えること、地域からの参加を充実させること、個人の能力開発、及び公共医療の見直し—を定めたこと、ならびに「国連人権枠組み」が人間生活を維持するために十分な水を確保する権利を認めたことを**同様に意識し**、
5. 世界保健期間 (WHO) の人間の健康と生態系とに関する取組と、地域、国家、国際レベルでの湿地に関するラムサール条約履行との関連性を**認識し**、
6. 国際湿地保全連合及び中国紹興市の人民政府の主催で 2007 年 11 月 8 日に開催された「健全な湿地、健康な人々」に関するシンポジウムの、「湿地システムが持つ機能のさらなる理解は、適切な湿地管理が湿地生態系の健全性と人間の健康の両方に資するという認識につながっている」ならびに「多部門にわたる迅速な行動が、人間の健康及び福祉に対するリスクを最小限にとどめ、適切な湿地管理から得られる利益を最大限に生かすために不可欠である」という結論に**留意し**、
7. 「健康と生物多様性に関する協力機構 (COHAB) イニシアティブ」による、人間の健康及び湿地を含めた生態系に関する課題に対する配慮を**歓迎し**、
8. 人間の健康と湿地の相互作用に関する情報の多くが、生態学的特徴及び生態系サービスの分析や、そして生態系サービスと人間の福祉や健康の間の相互関係といった、湿地生態系自体と人間の健康との相互作用の分析よりもむしろ、健康と水の相互関係の分析から得られていることに**留意し**、
9. 地域社会の疾病負荷 (例えばマラリアや住血吸虫症) の主だった原因となり得る媒介動物が、生息地を湿地としている場所では、環境管理の手法 (例えば水管理) が状況によっては緩和の最善策であること、またこのような地域における人間の居住地等の開発については、予防的手段を講じていく必要があることを**認識し**、
10. 湿地と水に関係した人間の健康問題を引き起こす可能性のある感染症が、数多く発生あるいは再発生していることを**同じく認識し**、COP10 の決議 X. 21 における湿地及び高病原性鳥

インフルエンザ（HPAI）に対する手引きに**注意し**、

11. 変化し続ける媒介動物及び病原体の生息状況、利用可能な水の変化、変動性と厳しさを増す天気事象等、変動を続ける気候により、湿地生態系に関連した問題が人間の健康に与えるリスクが引き続き増加すると予想されていることを**認識し**、
12. 湿地の賢明な利用ならびに疾病及び人間の健康リスク管理に対して、潜在的に矛盾した反応が生じ得ることを**意識し**、湿地の健全性及び人間の健康問題の管理への共通の関心事項であるにもかかわらず、湿地と健康分野との間では、多くの場合地域レベルでも全国レベルでもほとんど連絡が取られていないことを**憂慮し**、
13. 多くの人間社会にとって、飢餓、栄養失調、清潔な水へのアクセスの欠如が健康不良の根本的な原因であること、健康と福祉はひるがえって人々の生活基盤、貧困及び貧困への脆弱さを減少させる基盤に、密接に関わっていることを**意識し**、
14. 持続可能な資源管理及び湿地の賢明な利用のためのシステムを維持する、地域の能力に対して、健康不良が重大な影響を与えることを**同じく意識し**、
15. 持続可能でない湿地の利用は、多くの疾病の発生を増加させるだけでなく新たな疾病を媒介する可能性があり、反対に湿地の持続可能な管理は、特に水供給及び衛生において、水に関連する疾病の削減・根絶ならびに一般の人々の健康維持に貢献し得ることを**重ねて意識し**、
16. 湿地に由来する食品の高い栄養価は、人間の身体の疾病への抵抗力及び免疫に大いに貢献すること、多くの湿地特有の植物及び動物が、著しい医療的価値を有し、しばしば先住民や地域住民にとって唯一の薬品源となっていることを**重ねて意識し**、
17. 多くの社会で女性にとって、家族の健康問題、食料の準備及び水の収集に関する役割と、それによって潜在的に水と湿地の疾病及び汚染にさらされやすいことが、地域社会において健康に関する特別な役割を担うことにつながっていること、また、例えば妊娠時のように、女性特有の脆弱性が原因で健康障害を被るリスクがより高い可能性があることを**重ねて意識し**、
18. 湿地生態系が引き続き劣化していること、人間の活動、特に水量を減らしたり水質を悪化させる活動によって湿地生態系が攪乱された場合、湿地の生態系サービス供給能力が低下すること、またこのことが、食料生産の減少、生計手段の喪失、感染症や流行性疾患の発生、水に関連する疾病の復活と再流行等によって、人間の健康に直接的・間接的に影響を与えることを**憂慮し**、
19. 『健全な湿地、健康な人々—湿地と人間の健康の相互作用に関する検討』と題した報告書を準備し、この会議に同報告書の要旨草案を提供してくれた「科学技術検討委員会（STRP）」に**感謝し**、同報告書への世界保健機関の貢献及びSTRPが報告書を準備する際のスウェーデン政府による経済的援助に対して**同様に感謝し**、

**締約国会議は**、

20. 締約国及び湿地管理に責任を持つ者すべてに対して、湿地生態系と人間の健康の両方を利するような行動を明らかにし実践に移すことによって、またこれらの目標間に矛盾が見られた場合には、条約の下で採択された賢明な利用手引きを適宜適用することによって、湿地保全目標に合致した形で人々の健康と福祉を改善するよう努めることを**求める**。

21. 湿地管理に責任を持つ者すべてに対して、人間の健康悪化防止に寄与する生態系サービスを維持もしくは向上させることによって、湿地に関連した人間の健康悪化の原因に取り組むこと、また湿地内もしくは湿地周辺におけるすべての疾病根絶措置において、例えば的を絞った農薬使用や農薬使用量を減少させるというような、湿地の生態学的特徴と生態系サービスの維持を不必要に脅かさない方法で試みるようにすることを**重ねて求める**。
22. 政府、NGO、民間企業の間において、そしてそれぞれの内部においても、湿地保全、水、健康、食糧安全、貧困削減に関連する分野間の協働を強化し、効果的なパートナーシップを新規に模索していくことを、すべての当事者に促すよう締約国に**強く要請する**。
23. 締約国ならびに鉱業、他の採取産業、インフラ整備、水と衛生、エネルギー、農業、運輸等の開発部門に対して、人間の健康と福祉を支える湿地の生態系サービスに対して悪影響を及ぼしかねない活動による、湿地における直接的・間接的な影響を回避するために可能な手段をすべて講じることを**同様に強く要請する**。
24. 「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、2002年ヨハネスブルク)」の水、エネルギー、健康、農業及び生物多様性のための目標(「WEHAB」)、そして「国連ミレニアム宣言」の中の、貧困及び飢餓の削減、幼児死亡率の減少、母体の健康改善ならびにHIV/エイズ、マラリア等の疾病との闘いに関する目標を含む国際開発目標と、持続可能な湿地管理とを関連づけて、湿地特有の目標設定および指標を定義づけるなどして、湿地生態系と人間の健康との相互関係を、国家政策や国際政策、計画、戦略の中心要素と位置づけることを締約国に**重ねて強く要請する**。
25. 湿地の保全及び管理関係者に対して、湿地と人間の健康との関連性についての新規及び進行中の研究を促進すること、また自然に機能している湿地生態系は良好な健康及び福祉に寄与しているという科学的に証明された情報に対して、健康、衛生、水供給を担当する国の行政機関が注意を向けるよう促すことを**奨励する**。
26. 締約国、保健部門、そしてすべての関連する利害関係者に対して、人間の健康に関連した湿地管理措置の結果、また逆に、人間の健康を維持もしくは改善を試みて行われている措置や開発が湿地の生態学的特徴に及ぼす結果を評価するにあたって、政策決定における適切なトレードオフのあり方を明確化することも含めて、協力して取り組むことを**強く要請する**。
27. 締約国に対して、湿地と人間の健康問題の共同管理についての政策決定において、気候変動に誘発された健康及び疾病のリスク上昇に対する現時点での理解と、ならびに気候変動に適応しかつ生態系サービスを供給し続ける湿地の能力維持のための措置とを考慮するよう**強く要請する**。
28. 保健分野担当政府機関等と協働している締約国湿地当局に対して、湿地に関連した疾病の発生もしくは再発生への注意を怠らないこと、そのような疾病に関して予防的に率先して行動すること、またそのような疾病の発生が特定された場合には、現時点での最良の実践例を考慮に入れ、科学的根拠のある対処法の実施を**同様に強く要請する**。
29. 湿地と水管理及び健康に対して、地域の伝統的な知識の適用も含めて、一層統合的な取組ができるよう、能力育成のために必要な資源を投じるよう関係者すべてに**奨励する**。
30. ラムサール条約事務局に対して、「健全な湿地、健康な人々」に関するSTRPの報告書の結果を、人間の健康に関連する機関の担当部門が利用することができるように、世界保健機関(WHO)と協力すること、そして共通の関心事の技術的課題をはじめ、ラムサール条約との協力体制を強化する手法をWHOと協議することを**要請する**。

31. STRP に対して、最優先事項のひとつとして、湿地と人間の健康との関連性を、特に以下の方法でさらに調査するよう**指示する**：
- i) STRP 報告書その他の関連文献から、人間の健康と湿地に関わる保健分野のためにさらなる資料を作成する；
  - ii) 水媒介の病気及び疾病媒介動物に関係する湿地の役割とを含めた、湿地の汚染、劣化及び喪失による生態系サービスへの影響等、湿地及びその生態系サービスと人間の健康及び福祉との相互作用をさらに評価していく；
  - iii) ラムサール条約の枠組みにおいて、「健全性」という用語を湿地生態系に当てはめて考えることがどの程度妥当か、湿地生態系の健全性と生態学的特徴及び生態系サービスといった概念との関係、そしてラムサール条約の賢明な利用及び生態学的特徴の目標を実施し監視する上での意義について、解釈及び概念的とらえ方を提示する；
  - iv) 異なる地域間における湿地と人間の健康に関する知識及び情報の格差を明らかにし、このような格差を是正するための方法を明確化する；
  - v) 人間の健康にとってラムサール条約湿地が持っている重要な意味について普及させる機会を設ける；
  - vi) 湿地管理者及び保健部門に向けて、両者の目的におけるトレードオフ関係や、健康影響評価アプローチ、情報の透明性の促進、軽視されている利害関係者の意見表明及び参加の機会確保、ならびに水管理のような他部門の主要事業の関与を含めた、湿地及び人間の健康問題の共同管理に関する適切な対処法を明らかにするための一連の手続きについて手引きを準備する；
32. 世界保健機関（WHO）、「健康と生物多様性に関する協力機構（COHAB）イニシアティブ」等の人間の健康と生態系に携わる機関に対して、上述された STRP の業務に貢献するよう**促す**。
33. 政府、NGO、研究機関等に対して、湿地の生態系保全及び賢明な利用ならびに人間の健康に対する統合的取組の優れた実践例に関する研究や実証事業の結果を、そのような実践例の価値を湿地管理に直接関わっている人々に実証する視点から、条約事務局及び STRP 等の機関にそれぞれふさわしい様式で提供することを**重ねて促す**。